

選手選考委員会規程

第1章 総則

第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第43条の規定に基づいて設置された、選手選考委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2章 審議・所管事項

第2条 委員会は、本連盟定款第4条第1項第3号に規定された水泳競技に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選考について審議、決定する。

第3章 委員

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。
委員長 1名 委員 20名以内

- 2 委員長には、会長が就任する。
- 3 選手選考委員は、つぎの各号の一に該当する者の中から選任し、理事会の議決により、会長が委嘱する。
 - (1) 本連盟理事
 - (2) 学識経験者

第4章 任期

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が召集して、議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

第6条 事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

第6章 選手選考基準

第7条 選手選考基準は、代表参加者の編成方針に従い、その都度委員会が定め事前に広く開示する。

第7章 不服申し立て

第8条 本委員会の選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

第8章 規程の改廃

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。